

令3福個答申第3号  
令和3年8月3日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和2年1月7日付け〇〇第1023号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第155号

「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る令和元年8月7日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 令和元年7月29日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「〇〇〇〇〇〇〇係員（審査請求人〇〇。平成〇〇年度から平成〇〇年度在籍）に係る下記の書類

・平成〇〇年度〇〇〇〇課長による〇〇〇〇〇〇〇職員聞き取りメモ」（表現を一部補正）

② 令和元年8月7日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「〇〇〇〇〇職員ヒアリング結果（〇〇〇〇.〇.〇〇 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇）」（以下「職員ヒアリング結果」という。）を特定し、その一部を条例第20条第2号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行った。

③ 令和元年8月29日、審査請求人へ保有個人情報一部開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）が普通郵便で発送され、審査請求人は、これに同封されていた払込書により、同年9月3日に、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を納付した。

④ 令和元年9月12日、審査請求人へ保有個人情報の写しが本人限定受取郵便で発送され、審査請求人は、同年9月17日に、これを受け取った。

⑤ 令和元年12月13日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和3年6月21日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件審査請求及び本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

##### ① 適法な審査請求であること

審査請求期間については、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月とされている。決定通知書が令和元年8月29日に発送され、同年9月3日に保有個人情報の写しの交付に係る費用を納付したが、この時点で何が開示され何が非開示とされているのか知りようもないのは明らかである。

決定通知書は一部開示とされているものの、その内容は、ヒアリング項目も含めた4行目のすべてについて黒塗りであり、処分があったことを知った日は、開示を求めている情報について非開示とされたことを知った日（保有個人情報の写しを郵送で受け取った日）の9月14日～15日頃とするのが相当である。

よって、本件審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過する前に行ったものである。

##### ② 本件処分は条例に違反すること

ア 職員ヒアリング結果における表中の全5行のうち、1行目から3行目まで及び5行目の非開示部分（以下、当該非開示部分を「非開示部分1」という。）について

実施機関は、非開示部分1について、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、条例第20条第2号に該当するとしている。

条例第20条第2号本文は、原則として第三者の個人情報を非開示とする旨規定するが、同号ただし書エにおいて「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）」を除外と規定している。

本件個人情報は、〇〇〇〇〇〇〇における業務遂行状況及び〇〇職員である審査請求人〇〇（以下「本件職員」という。）の業務遂行状況に関して聴取された情報であると考えられるところ、当該個人は公務員であり、かつ当該情報はその職務遂行に係る情報であるということが出来る。また、非開示部分1を開示したとしても、当該個人の権利利益を不当に害するおそれはおよそ考えられない。

イ 職員ヒアリング結果における表中の全5行のうち、4行目の非開示部分（以下、当該非開示部分を「非開示部分2」という。）について

実施機関は、非開示部分2について、条例第20条第6号に該当するとし、これを開示すれば、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとしている。



る。

- ⑥ また、審査請求人が、写しの作成等に要する費用を納付した時点において、処分があったことを知らなかったとする特別の事情も存在しないと考える。
- ⑦ よって、本件審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過した後に提起されたものであり、却下することが適当と考える。

#### 4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は本件審査請求の適法性について次のとおり判断する。

本件処分は令和元年8月7日に行われているところ、これに対する本件審査請求は令和元年12月13日に行われている。この間、3か月を超える期間が経過していることから、当審議会では、本件審査請求が、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間内に行われた適法なものかを判断する必要があるため、以下検討する。

- ① 実施機関は、以下を理由に、本件審査請求は却下されるべきである旨主張する。
  - ア 令和元年8月29日に決定通知書が審査請求人へ発送され、審査請求人は、これに同封されていた払込書により、同年9月3日に、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を納付している。
  - イ このことから、審査請求人が本件処分があったことを知った日は、令和元年9月3日以前であり、本件審査請求が行われた令和元年12月13日は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過している。
  - ウ その後、令和元年9月12日に保有個人情報の写しが本人限定受取郵便にて発送され、同年9月17日に受取が完了しており、仮に、審査請求人が写しの開示内容を知った時点で不服を持ったとしても、審査請求の期限までは相当の期間が確保されており、行政不服審査法第18条第1項ただし書の正当な理由も存在しない。
  - エ また、審査請求人が、写しの作成等に要する費用を納付した時点において、処分があったことを知らなかったとする特別の事情も存在しない。
- ② これに対して審査請求人は、本件処分があったことを知った日について、審査請求書においては令和元年9月17日と記載し、反論意見書においては「令和元年9月3日に保有個人情報の写しの交付に係る費用を納付した時点では、何が開示され何が非開示とされているのか知りようもないため、処分があったことを知った日は、開示を求めていた情報について非開示とされたことを知った日（写しを郵送にて受け取った日）の9月14日～15日頃とするのが相当である」旨主張する。
- ③ 行政不服審査法第18条第1項では、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されているところ、「処分がその名宛人に個別に通知される場合には、処分があったことを知った日とは、その者が処分のあったことを現実に知った日のことをいい、当該処分の内容の詳細や不利益性等の認識までを要するものではない」旨判示されている（最高裁判所第一小法廷昭和27年11月20日判決（昭和26年(オ)第392号）、最高裁判所第一小

法廷平成28年3月10日判決（平成27年(行ヒ)第221号）。

- ④ 本件審査請求については、令和元年8月29日に決定通知書が審査請求人へ発送され、審査請求人は、これに同封されていた払込書により、同年9月3日に、写しの作成等に要する費用を納付しており、審査請求人は、遅くとも9月3日以前に、決定通知書を受け取っているものと認められる。
- ⑤ 審査請求人は、処分があったことを知った日は写しを郵送にて受け取った日と解すべき旨を主張するが、令和元年9月3日以前に決定通知書を受け取り、開示しない部分の概要、開示しない理由等を含め本件処分の存在を現実を知ったと認められ、審査請求期間を経過したことに係る正当な理由も認められない以上、本件審査請求は不適法であると言わざるを得ない。
- ⑥ したがって、審査請求人のその他の主張について判断する必要性は認められない。

以上により、本件審査請求について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和2年1月7日	審査庁から諮問
令和2年2月6日	実施機関から弁明意見書を受理
令和2年8月28日	審査請求人から反論意見書を受理
令和3年4月26日（第224回審査請求部会）	審議
令和3年5月24日（第225回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和3年6月21日（第226回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和3年7月14日（第227回審査請求部会）	審議
令和3年8月2日（第228回審査請求部会）	審議